

令和8年度 大野市地下水対策審議会の概要

と き 令和8年5月28日(木)
午前10時～11時05分
ところ 結とぴあ301号室

1. 開会 会長あいさつ

2. 議事

(審議事項)

●「大野市地下水保全条例」及び同施行規則の改正について

- ・地下水採取者の国籍等の把握に伴う改正
- ・現況地番に合わせた抑制地域を示す大字・小字(別表)の更新

【事務局から資料1～3により説明後、質疑応答(主な質疑応答内容は下記のとおり)。その後、採決により異議なしと認められる。】

○委員 : 外国籍の方の国籍事項についてだが、登記上の実質的支配者が外国籍だった場合に限ってということかと思われる。これだと、いくらでもダミー会社を作って申請し、後で登記を変更して実質的支配者になった後、変更届を出さない場合が考えられる。行政側でそこまで追及できるのか。代表取締役が変わらないと把握できないのではと思う。

⇒事務局 : ご指摘のとおりである。事例では議決権なども含めて後で変更しているケースが想定される。

もし、変更届が提出されなければ、実態が把握できないというのが現実である。そのため、例えば、開発の動きがあったり、外国語を話す作業員が多数来ていたりなどといった通常と異なる状況があったら、市民の方から情報提供をいただき、それをもとに調査していくことになるかと考えている。

関連する業界や関係者の方々にも知っていただき、少しでも変わったことがあれば通報いただくことが重要だと感じている。通報があれば、その事業者の実態調査は市の方で可能であるため、そうした対応になっていくかと考えている。

○委員 : この件について、市から改めて通知や協力依頼を行う考えはあるか。

⇒事務局 : 現時点では予定していない。国の動向を踏まえながら対応していきたいと考えている。また、過度に対応を進めることで市民の不安を煽ることも避けるべきだと考えている。

当市では、森・水保全条例に基づく山林など水源保全の取り組みを行っており、連携がとれればと思う。また、不法投棄の監視を行うため環境監視員を各地区に配置したりしている。ごみだけでなく不審な動き(例えば重機を使用した不自然な作業など)があれば情報提供いただけるよう監視員の方に周知することも検討したいかと思う。

よい方法があれば今後ともご意見をいただければと思う。

○委員：資料3の国からの通知文の中に「当該届出者の出身国の言語や文化的背景に配慮したものにする」といった言葉があるが、例えば、「ある国の文化的背景に配慮した」とは、市の方では具体的にどのような内容を想定されているのか。

⇒事務局：通知文の表現が具体的ではないため明確ではないが、背景として、日本に在留する外国人の方の中には、永住者や特別永住者の方が含まれている。

「永住者」というのは10年以上日本に合法的に在留している方、「特別永住者」というのは、歴史的経緯により特別な法的地位が保障されている方であり、こういった歴史的・文化的な背景を配慮し、国の方では資料3の通知で示されているように様式記載例の中で永住者または特別永住者の方は別途チェックを入れる形式になっているかと思う。

○委員：条例が改正された場合、新規の届出や変更時にのみ適用されるのか、それとも過去に遡って再提出を求めるのか。

⇒事務局：今回の条例改正にいたった経緯から考え、今後の届出や変更から適用されるものと考えている。

ただ、今後、不審な事業者が出てきた時には調査を行っていくことになるかと思うが、現時点では調査権限などの定めがないため、事業者の協力を得ながらの対応になっていくと思われる。規制のあり方については、必要に応じてまた当審議会に諮り、相談させていただきたいと考えている。

また、国の方でも検討組織が設置され、今後、具体的な内容が検討されるようなので、その動向を注視しながら、現行制度では地下水の規制には限界があるため、そのあたりも踏まえ、当審議会のご意見をいただきながら対応していきたいと考えている。

○委員：条例が改正された後、やはり関連する業界や関係者の方々には情報提供について何らかの協力依頼があった方がいいのではないかと思う。

(報告事項)

●令和8年度地下水保全対策事業について

- ・デジタル水位計の設置
- ・地下水質における「PFOS・PFOA」項目検査の実施

【事務局から資料4にて報告。質疑応答なし。】

3. その他

- ・次回の予定、次の任期（R8.8.29～R10.8.28）に向けた関係団体への委員推薦や公募について

4. 閉会 会長あいさつ